

「NTT」と公正競争確保の 法的関係について

第6回公正競争ワーキンググループ

2024年5月13日(月)

中央大学法学部 西村暢史

発表内容

- (1) NTTを取り巻く競争環境を公正競争の観点からどう視ていくか
- (2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性
- (3) NTTグループ再編と法環境：独禁法と事業規制法の「相互補完」
- (4) 公正競争の確保の在り方：検証と検証の前提

(1) NTTを取り巻く競争環境を公正競争の観点からどう視ていくか

【背景と方向性】

- 「指定電気通信設備制度や禁止行為規制、累次の公正競争条件など、NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等により、他事業者等の提起する課題については、基本的に対応ができていると考えられる。そのため、こうした既存ルールについて引き続き適正に運用していく」(45頁)
- 「出資比率の低下以外の条件については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要・・・NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。改めて、それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理・・・NTTグループ各社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証していくなどの対応を行う必要がある。」(46頁)
- 「(3) 市場検証の強化」(46頁)

(1) NTTを取り巻く競争環境を公正競争の観点からどう見ていくか

【背景と方向性(つづき)】

- 「報告書・・・累次の公正競争条件については・・・出資比率の低下の条件を除き、引き続き、遵守される必要がある・・・NTT東西とNTTコムとの間の累次の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTT東西とNTTドコモの間においても遵守される必要がある・・・これらを踏まえ、引き続き、累次の公正競争条件の遵守を徹底するとともに、NTTグループ各社に対し、累次の公正競争条件の遵守を徹底させるようにすること。」(2頁)

総務省「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」（2021年10月29日）

- これまでのNTTグループに対する規律の一側面である「累次の公正競争条件」の意義と機能を整理するとともに、公正競争がNTTグループとの関係で法的にどのように用いられてきたか確認して今後の課題を考える一助とする。
- 電気通信事業法とNTT法といった法体系の整理に関しては発表対象としていない。

(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

【背景】

データ通信事業分離(1988)	日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置(1990)	移動体業務分離(1992)	ソフトウェア関連事業分離(1997)	再編成に関する基本方針(1997)
<ul style="list-style-type: none"> NTTの新会社に対する出資比率の低下 	<ul style="list-style-type: none"> 公正有効競争の促進(14項目) NTTの経営の向上等(4項目) 	<ul style="list-style-type: none"> 中核となる会社（注：地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央）の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。 		
<ul style="list-style-type: none"> NTTから新会社への転籍による社員の移行 		<ul style="list-style-type: none"> NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止((1)・(2))
<ul style="list-style-type: none"> 回線の無差別公平な提供 		<ul style="list-style-type: none"> NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。 また、NTTと新会社との間において行われる铁塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。 新会社(NTTドコモ)は可能な限りNTTと別個の伝送路構築 + 同一条件下でのNTT回線利用 		<ul style="list-style-type: none"> 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保((7)) 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を委託する場合における条件の他事業者との同一性確保((8)) 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保((9)) 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保((10))
<ul style="list-style-type: none"> NTTと新会社間の取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保 			<ul style="list-style-type: none"> NTT・新会社との取引について第三者との同等の取引条件の確保 新会社に継承される研究開発成果の他社への開示の担保、NTTの研究開発成果の開示条件の同等性確保 	<ul style="list-style-type: none"> 地域会社・長距離会社間の接続形態の他事業者との同等性確保((5)) 地域会社・長距離会社間の接続条件の他事業者との同等性確保((6))
<ul style="list-style-type: none"> NTT・新会社の共同資材調達禁止 		<ul style="list-style-type: none"> 新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT・新会社の共同資材調達の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止((4))
<ul style="list-style-type: none"> NTT・新会社の連結決算の実施 				<ul style="list-style-type: none"> 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施((3))
			<ul style="list-style-type: none"> NTTデータ、NTTドコモの分社の際やNTTパーソナルの設立の際のNTTとこれらの会社との間の公正競争条件は、引き続き地域会社とNTTデータ、NTTドコモ、NTTパーソナルの間においても同様に適用されるものとする。 (地域会社が所有することになる建物、管路、とう道及び電柱などの)提供条件については、電気通信役務の提供に関連する取引として、他の事業者との間の取引条件と同一性を担保するよう、基本方針5(7)において規定されている。 	

出資比率引き下げ

社員転籍(在籍出向禁止)
役員兼任禁止

他の事業者との同一性確保

他の事業者との同等性確保

共同資材調達禁止

その他

(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

【背景】 (つづき)

<p>(1) NTT東西によるネットワークの公平な提供：NTT東西は、回線提供を行う際、NTTドコモ、NTTコム及びNTTデータを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等とする。</p>
<p>(2) 各種取引条件等の公平性の担保：NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間において行われる取引については、取引を通じたNTT持株又はNTT東西からの補助が行われないようにする。また、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）については、他の電気通信事業者と同等とする。</p>
<p>(3) 在籍出向及び役員兼任の禁止：NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間、NTT東西とNTTコムとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任は行わないこととする。</p>
<p>(4) 独立した営業部門の設置：NTTコムは、NTT東西との間で独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のためにNTT東西が、NTTコムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とする。</p>
<p>(5) 顧客情報その他の情報の提供の公平な提供：NTT東西とNTTコムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とする。</p>
<p>(6) 共同資材調達[※]の扱い：「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」（令和2年8月）に基づいた措置を実施することとする。</p>
<p>(7) 研究開発成果の公平な開示等：NTT持株又はNTT東西が、NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とする。</p>

総務省「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）」（2021年10月29日）「参考」

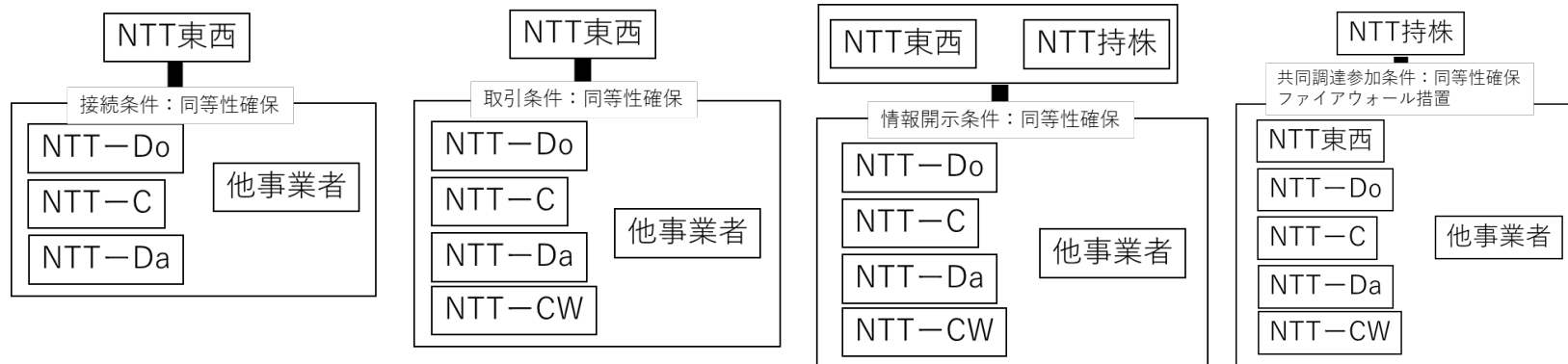
「NTTグループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎に概要を整理すると、以下のとおり。なお、具体的な公正競争条件については出典※のとおり。

➡「出典」は、前スライドの4つの資料のことを指す。

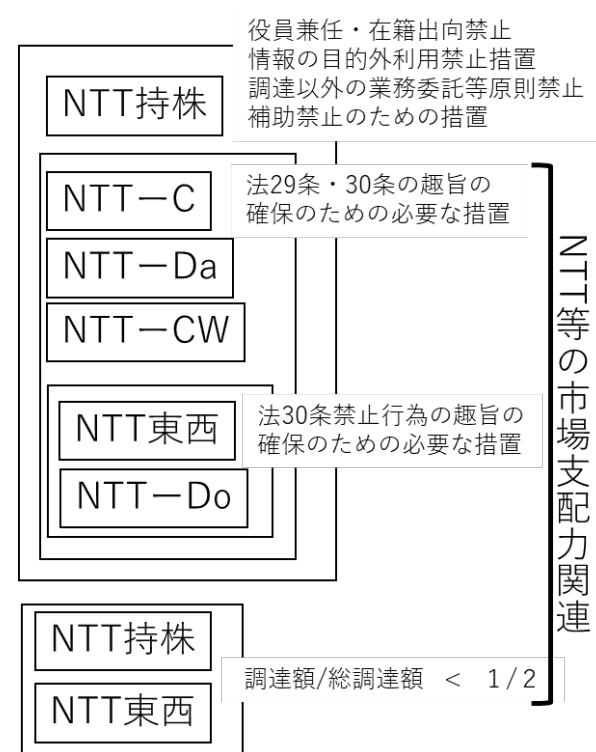
(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

【背景(つづき)】

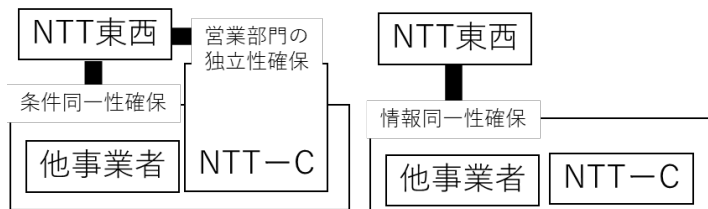
同等性確保



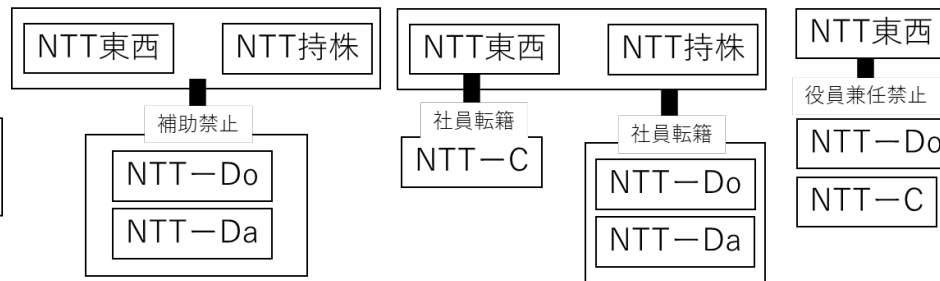
共同調達関連措置



同一性確保



禁止対象



(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

【考え方】

- 累次の公正競争条件は、グループ内再編の都度に策定され、その内容も、グループ内の当事会社の関係性に関する規律(禁止)、また、グループ外の競争事業者との関係規律である同等(一)性確保等の具体的行為に類型化され、法的予測可能性については一定程度向上していると考えられる。
- その一方で、累次の公正競争条件は、「要請等」(行政指導？等)にとどまっており、法的安定性の担保やその実効性確保が十分ではない。また、その遵守状況の検証は、客観的なデータに基づいて行われる必要があるという方向性も確認されている。法的安定性と実効性を確保するために、公正競争条件に法的位置付けを与えて(規範)、検証の対象として法定することをどう考えるか。

参照) ①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念、(b)NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念、②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題(b)ネットワークの一体化に伴う課題、③その他公正競争確保に係る課題(a)競争事業者の排除の懸念。

(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

【考え方(つづき)】

- また、直近では、グループ内の当事会社の関係性変化(再編)に伴って「累次の公正競争条件」を遵守する当事会社の範囲は拡大している。今後のグループ内再編を含めた市場競争や競争環境の変化に対応するため、当該当事会社の範囲について、対象グループ内事業者を一定の要件の下(これ自体も検証対象となりうる)に指定できるような法的枠組みをどう考えるか。
- なお、公正競争条件の一部内容と類似する規律としては、電気通信事業法が、「市場支配力を有する電気通信事業者」に対して他の電気通信事業者との間の公正競争の観点から禁止行為を法定している(法第30条)。また、第一種指定電気通信設備設置事業者と特定関係事業者との間(グループ内)の役員兼任や接続等の周辺の業務の他の電気通信事業者に対する不利な取扱いの原則禁止も同様の趣旨の下で法定している(法第31条)。

(2) NTTに対する累次の公正競争条件の意義：法的担保の必要性

(3) NTTグループ再編と法環境：独禁法と事業規制法の「相互補完」

【(3)につながる課題】

- 過去の「累次の公正競争条件」にはグループ内事業者の出資比率低下等も含まれていた。独禁法上、同一企業グループ内再編に対する企業結合規制は困難

「・・・一般的に、企業結合規制という観点から・・・少なくとも公表されている事実から・・・株式所有会社と株式発行会社、これらは同一の企業集団に属している・・・企業結合ガイドラインにも書かれておりますが、こういう企業結合関係が新たに形成・強化されたものではないというような場合には、市場における影響は通常ほとんどないと考えられる・・・この株式取得が企業結合規制として問題になるというのは考えにくい・・・固定電話というのがまだ依然強い状態の中で、移動体通信というのが、その競争を活発化する要素として重要視されていた・・・NTTドコモとNTT、これが独立した競争単位であることが適当というようなことを公正取引委員会として言っていた・・・現在では、御承知のとおり、状況は非常に大きく変わっている・・・今、直ちに何かということよりは・・・」

事務総長定例会見記録(令和2年9月30日)

「・・・従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎない場合などについては、市場における競争への影響はほとんどなく、法第4章の規定により禁止されることは、まず想定し難い。・・・」
「・・・同一の企業結合集団に属する場合、原則として、結合関係が形成・強化されるものではないので、通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられる・・・」

(3) NTTグループ再編と法環境：独禁法と事業規制法の「相互補完」

【背景】

- 「①個別事業法において、独占禁止法からの明文の適用除外規定がない限り、独占禁止法の適用が排除されることはない。②通常は、独占禁止法違反となる事業者の行為について、個別事業法の規定が存在している場合には、この規定に従うことが正当化事由となるかどうかという観点から、独占禁止法違反かどうかを判断する上での考慮要因となる。」

菅久修一編著『独占禁止法〔第5版〕』367頁（商事法務、2024年）[菅久修一]

- 「電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制改革の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法・・・において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。」

公正取引委員会＝総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和4年12月23日)

(3) NTTグループ再編と法環境：独禁法と事業規制法の「相互補完」

【考え方】

- 現状、グループ内の組織的・構造的変容が、競争事業者との競争環境に影響を与えることに対しては、(事後的な)「累次の公正競争条件」が主に対応してきたと言えるかもしれない。
- その一方で、電気通信事業法上の登録更新義務が一種/二種指定事業者(特定関係法人含む)とグループ外の大規模事業者に限定されていること、上記独禁法の運用等では法的評価を行うには限界が存在する。
- グループ内の組織的・構造的変容が電気通信の市場に与えるであろう影響の事前の分析が必要という考えもありうる。その際に、どのような法的根拠・規範的評価を用いるか。たとえば、(一種/二種)指定事業者のうちいわゆる市場支配力を有する電気通信事業者やその特定関係法人といった「累次の公正競争条件」の対象となってきた者をめぐるグループ内の電気通信事業者の関係性変化(再編)に対する法的枠組み(審査対象、審査基準、審査手続等)をどう考えるか。

(3) NTTグループ再編と法環境：独禁法と事業規制法の「相互補完」

【考え方(つづき)】

- なお、独禁法は、その法執行として、排除措置命令(違法行為の取りやめ、将来に向けた不作為、関係各所への周知・報告等)や問題解消措置(事業譲渡、株式処分、情報遮断、FRAND条件取引等)といった手法を用いている。いずれの法執行の中身には、違法判断の対象となった行為等への将来に向けた(競争に悪影響を与えない)効果を持つ措置が含まれている。「累次の公正競争条件」と近いものも多い。
- その上で、事業譲渡や株式処分等の市場構造の変容を生じさせる措置以外の事業者の行動に着目した措置に関しては、それらの行動が遵守されているか等実効性確保のため、累次の公正競争条件と共に、事後に継続したモニタリングが必要となる。

(4) 公正競争の確保の在り方：検証と検証の前提

【課題と考え方】

■ 独占禁止法第40条(処分違反に対する罰則あり：第94条の2)

「公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。」

■ 「調査のための強制権限」。独禁法の目的を達成することを任務として公取委は設置されている(独禁法第27条1項)。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則」(令和4年8月12日)

例) 40条調査とそれらの公表：近年における増加

網羅的ではないが、「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」(2017)、「クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書」(2022)、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」(2022)、「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」(2023)、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査」(2024)等がある。

(4) 公正競争の確保の在り方：検証と検証の前提

【課題と考え方(つづき)】

- 検証の強化の前提(検証のための実態把握)として、①NTT法第16条(監督、23条9号：命令違反に対する罰則)、第17条(報告、23条10号：報告懈怠・虚偽報告に対する罰則)、また、②電気通信事業法第166条(報告及び検査)及び関連する報告規則等の諸規定に基づく調査権限は担保されている。
- 調査等の実効性確保と成果の活用には、総務省が行う検証の「場」の確保・検証の具体的対象等手法・内容の法定をどう考えるか。
- 電気通信市場検証会議

「総務省における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ること」。

- DPF取引透明化法第9条(特定DPF提供社による報告書の提出、評価等)等

モニタリング・レビューを経ることで、「関係者間での課題共有や相互理解を促す」、「特定DPFの透明性及び公正性の向上につなげていく」ことを目指す。そのために、特定DPF提供者の報告書・相談窓口での利用事業者の声等各種調査、ヒアリング等実態把握が実施されている。

ご清聴ありがとうございました。